

平成30年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 個人市県民税の控除が見直されます
- 2 個人市県民税の特別徴収を推進しています《県内一斉》
- 3 市税の便利な納付方法のご案内
- 4 市税に関する証明(所得証明等)について
- 5 平成29年度 中学生の「税について」の作文 受賞者紹介
- 6 個人の市民税と県民税の税率が変わります
- 7 たばこ税の税率が変わります
- 8 市税に関するお問い合わせ先

1 個人市県民税の控除が見直されます

(1) 給与所得控除の見直し(平成30年度から)

給与等の収入金額が1,000万円超の部分について、下表のとおり給与所得控除額の上限が引き下げられます。(1,000万円以下の部分については変更はありません。)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払額)	給与所得控除額	
	【平成29年度】	【平成30年度から】
1,000万円超1,200万円以下	収入金額×5%+170万円	220万円(上限)
1,200万円超	230万円(上限)	

(2) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成31年度から)

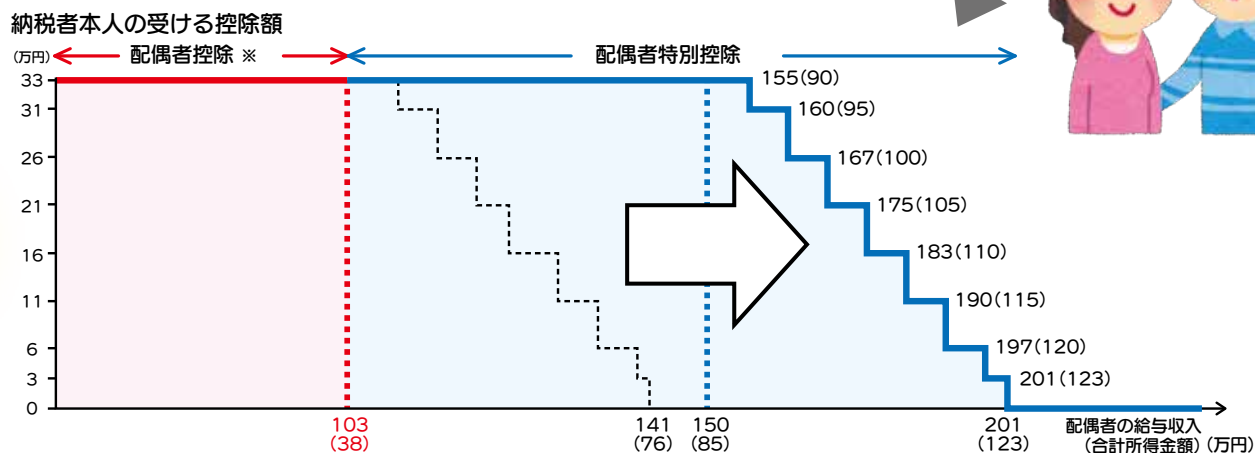
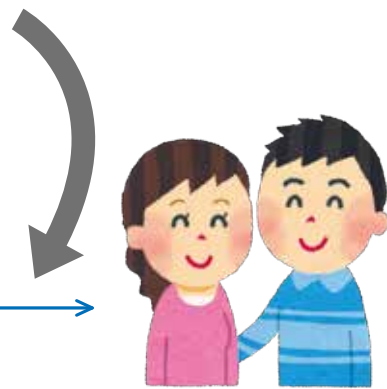
配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けられる所得の要件が、下記のとおり見直されます。

- 配偶者控除：納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円以下
(現行：納税者本人の合計所得金額の制限なし)
- 配偶者特別控除：納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下
(現行：配偶者の合計所得金額は38万円超76万円未満)

()内は給与のみの場合の収入金額(単位：万円)

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除										
	~38 (~103)	~90 (~155)	~95 (~160)	~100 (~166.8)	~105 (~175.2)	~110 (~183.2)	~115 (~190.4)	~120 (~197.2)	~123 (~201.6)	123~ (201.6~)	
合計所得本人額 ~900 (~1,120)	33 ※①	33	31	26	21	16	11	6	3	-	
~950 (~1,170)	22 ※②	22	21	18	14	11	8	4	2	-	
~1,000 (~1,220)	11 ※③	11	11	9	7	6	4	2	1	-	
1,000~ (1,220~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※老人配偶者控除(70歳以上)については、①38万円 ②26万円 ③13万円



<改正のイメージ>

- 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合
(合計所得金額が900万円以下の場合)

事業主の皆様へ

2 個人市県民税の特別徴収を推進しています《県内一斉》

- 県内全市町村と連携して特別徴収未実施の事業主を対象に、平成29年度分から一斉に特別徴収義務者の指定を行っています。
- すでに特別徴収を実施している事業主で、一部の従業員を普通徴収としている場合も、特別徴収への切替を推進しています。

給与所得者の方の個人市県民税は原則 特別徴収となります。



個人市県民税(給与から)の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主)が従業員の毎月の給与から個人市県民税を差し引き、従業員に代わって市町村ごとに納めていただく制度です。

従業員の方のメリット

- 銀行などで自分で納付する必要がなく、納付忘れを防げます。
- 納付回数が年4回から年12回になり、1回あたりの負担が減ります。

対象者 原則、全従業員が対象になります。

※下記の条件にあてはまる従業員は、事業主からの申請により対象から除外することもできます。

- ①退職またはその年の5月31日までに退職予定の従業員
- ②給与の支払のない月がある従業員
- ③年間給与の支払金額が93万円以下の従業員
- ④他の事業所から特別徴収されている従業員(所得税源泉徴収の乙欄該当者)
- ⑤事業専従者(個人事業主の場合のみ)

上記の従業員を除外した結果、対象となる従業員が2名以下になる場合は、申請により給与からの特別徴収を行わないこともできます。

3 市税の便利な納付方法のご案内

口座振替(依頼書)

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。

メリット

- ①**便利**…金融機関に出かける必要がありません!
- ②**安心**…納付忘れを防げます!
- ③**安全**…現金を持ち歩く必要がありません!

利用方法

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえ ポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています(軽自動車税を除く)。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 固定資産税(償却資産)

口座振替依頼書は福岡市ホームページからもダウンロードできます。申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧くださいか、納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。

福岡市 口座振替納付依頼書 [検索](#)

インターネットで口座振替受付サービスははじめました!

口座振替の申し込み手続き(新規・変更)をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。

メリット

- 銀行や役所に行かずにご自宅で手続きができます!
- 口座変更の申し込みにもご利用できます!
- 手続きに印鑑はいりません!

専用サイトへのアクセスはこちら



口座振替の申し込みできる税目



利用条件

地方銀行に普通預金口座をお持ちの個人の方

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 固定資産税(償却資産)

申し込みできる金融機関や申し込み専用サイトについては、福岡市ホームページをご覧くださいか、納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。

福岡市 市税インターネット口座振替 [検索](#)

クレジットカード

福岡市では、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、専用サイトよりクレジットカードで市税の納付ができます。インターネットショッピングと同じような手続きでいつでもどこでも納税できるなど、市税の納付がより便利になります。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 固定資産税(償却資産)

納期(納付書)ごとに決済手数料がかかります

- 税額10,000円以下は73円(消費税別)
- 以降、税額10,000円ごとに73円(消費税別)加算

専用サイトへのアクセスはこちら



ご準備いただくもの

- 納付書
 - ・確認番号が印字されているもの。
 - ・現在、口座振替をご利用の場合は、納税通知書に納付書が添付されていませんので、クレジットカード納付をご希望の方は納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。
 - ※クレジットカードで納付した場合、領収書は発行されません。
- クレジットカード
 - VISA, MasterCard, JCB
 - AMERICANEXPRESS, DinersClub
- パソコン・スマートフォン・タブレット
 - ご利用のOSや機種、ブラウザ、アプリ、バージョンによっては納付手続きができない場合があります。
 - ※携帯電話(フィーチャーフォン)は、セキュリティ上、利用できません。



クレジットカード納付の詳細な納付方法等につきましては、「福岡市税クレジットカードお支払いサイト」をご確認ください。

福岡市税 クレジット [検索](#)

モバイルレジ



モバイルレジとは、携帯電話やスマートフォンで市税の納付ができるサービスです。納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング(インターネットバンキング)を利用して、いつでも・どこでも・簡単に納付できます。西日本シティ銀行をご利用の方は「NCBアプリペイ」からもご利用できます。

利用方法

- step1 → ご利用される金融機関にモバイルバンキングの利用申込を行います。
- step2 → 初回のみ携帯アプリ(無料)のダウンロードが必要です。携帯アプリは右記の二次元バーコードからダウンロードできます。

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 固定資産税(償却資産)

ご注意

- ※30万円以下のコンビニ納付用バーコードが印字されている納付書に限りです。
- ※モバイルレジで納付した場合は、領収証書が発行されません。通帳記帳やモバイルバンキングの取引明細でご確認ください。

携帯アプリのダウンロードはこちら



モバイルレジの詳細な納付方法等につきましては、モバイルレジホームページ(<http://solution.cafis.jp/bc-pay/>)をご確認ください。

モバイルレジ [検索](#)

4 市税に関する証明(所得証明等)について

平成30年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は**6月12日(火)**から発行します。(個人市県民税が非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月18日(金)から発行しています。)

1 市税証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることで、原則として次の方に限られます。

- (1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2) 本人の委任状等を持参した人(ご家族の場合でも委任状が必要です)
 - ※委任状は作成日から3カ月以内のもの
- (3) 法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4) 借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の直近の領収書をご持参ください。)
 ※転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・マイナンバーカード ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証)等 ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後おおむね2週間以内の間に納税証明書(滞納が無いことの証明書など)を請求される時は、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状 見本

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

(1) 証明書の名称 () 証明
(2) 証明書の年度及び通数 () 年度・() 通

福岡市()区長 様
平成 年 月 日
(委任者)
住所
氏名 (証明が必要な方) 印

※(代理人)…窓口に来られる方
(委任者)…証明が必要とされる方

※印は朱肉で押印するもの。

3 市税証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	一件300円
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料

●窓口

- ・区役所 課税課 ・納税管理課(市役所北別館2階)
- ・早良区入部出張所 ・西区西部出張所
- ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内)
- ・市内34の郵便局(評価証明書を除く)

※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。

4 郵便局での市税証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明書などの市税に関する証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。

●取扱郵便局

東 区	福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原 福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台
博多区	板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈
中央区	福岡小笹、福岡福浜
南 区	福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
城南区	城南、福岡堤、福岡田島三
早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
西 区	福岡香岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

5 市税証明の郵送請求

郵送で市税に関する証明書を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封の上、「**福岡市税証明郵送請求センター**」宛に請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書(記載内容は右参照)
- (2) 手数料(郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- 必要とする証明書種類・年度・通数・使用目的
- 現住所
- 市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- 証明が必要な方の氏名(フリガナ)
- 生年月日
- 昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階

福岡市税証明郵送請求センター

電話番号：711-4491

(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)



税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「福岡市税務証明交付申請書」で検索してください。

福岡市 税務証明交付申請書

検索

5 平成29年度 中学生の「税について」の作文 受賞者紹介

中学生の税についての作文募集事業は、税を正しく理解し、税について考える機会を持つことを目的として、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催で実施しています。平成29年度は福岡市内で76校、9,948名もの応募の中から、下記のとおり入賞作品が決定しました。

福岡市長賞

「窓ガラスを割って学んだこと」
福岡市立百道中学校3年 平川 徳人 さん

「ふるさと納税から教わったこと」
福岡市立筑紫丘中学校3年 佐藤 美海 さん

福岡市教育委員会賞

「感謝の心と税金」
福岡市立席田中学校3年 佐藤 華奈子 さん

「税金について思うこと」
福岡市立高宮中学校3年 奥井 智菜 さん

福岡市議会議長賞

「税の在り方で未来のカたちへ」
福岡市立福岡中学校1年 赤木 小桃 さん

福岡市ホームページから入賞作品をご覧ください。

福岡市 税の作文

検索

6 個人の市民税と県民税の税率が変わります

市立の小学校・中学校・特別支援学校等の教職員制度に係るさまざまな権限が道府県から政令指定都市に移譲され、教職員の給与等についても、従来の道府県に代わって政令指定都市が負担することになりました。

この財源措置として、平成30年度の個人市県民税より、政令指定都市に住所を有する方の所得割の税率が、右表のように変更になります。

※税率が変更になっても、個人市県民税額の合計は原則変わりません。

これに伴い、所得証明書(課税証明書・非課税証明書)については、上段に変更後の税率で算出した税額を、下段に参考として変更前の税率で算出した税額を、2段書きで記載する様式に変更となります。

	税率	
	平成29年度まで	平成30年度から
県民税	4%	2%
市民税	6%	8%
合計	10%	10%

※分離課税等に係る税率割合や、税額控除等の割合についても、県民税2：市民税8の割合になります。
 ※退職所得の分離課税に係る所得割の税率については、当分の間、現行どおり県民税4：市民税6の割合となります。

【新様式の所得証明書】

参考に変更前の税率で算出した税額を記載します。

住所		氏名	
平成30年度	所得割	均等割	年税額
市県民税	円	円	円
【参考】	円	円	円
税源移譲前			
市県民税			

【参考】税源移譲前市県民税は、政令指定都市以外の所得割の標準税率等に基づいた税額である。

7 たばこ税の税率が変わります

たばこ税の税率が下表のとおり改正されました。

改正時期	市町村たばこ税		国・県たばこ税		たばこ税合計	
	旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品
現行	5,262円	4,000円	6,982円	5,312円	12,244円	9,312円
平成30年10月1日	5,692円		7,552円		13,244円	
平成31年10月1日	5,692円		7,552円		13,244円	
平成32年10月1日	6,122円		8,122円		14,244円	
平成33年10月1日	6,552円		8,692円		15,244円	

(1,000本あたり)

※旧3級品とは、わかば、しんせい、エコーなどです。
 ※加熱式たばこの課税方式が、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの間で5段階に分けて見直されます。

福岡市内で
購入されたたばこは、
福岡市の税収入になります。
たばこは市内で
買いましょう!



8 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号
	・市税に関する証明の発行・交付 ・軽自動車税の課税 ・申告などの手続き(原付バイク等の車両登録や廃車の手続き) ・個人の市県民税の申告、課税(普通徴収、公的年金からの特別徴収)	課税課(管理係)	東区	645-1021	632-4970	課税課 (固定資産税土地係・家屋係)	東区	645-1031
博多区			419-1022	476-5188	博多区		419-1032	476-5188
中央区			718-1049	714-4231	中央区		718-1045	714-4231
南区			559-5031	511-3652	南区		559-5051	511-3652
城南区			833-4024	841-2145	城南区		833-4036	841-2145
早良区			833-4318	841-2185	早良区		833-4326	841-2185
課税課(市民税係)		東区	645-1026	632-4970	納税課	東区	645-1022	632-4970
		博多区	419-1027	476-5188		博多区	419-1023	476-5188
		中央区	718-1038	714-4231		中央区	718-1028	714-4231
		南区	559-5041	511-3652		南区	559-5169	511-3652
		城南区	833-4032	841-2145		城南区	833-4026	841-2145
		早良区	833-4320	841-2185		早良区	833-4317	841-2185
西区	895-7013	883-8565	西区	895-7019	883-8565			
西区	895-7017	883-8565	・固定資産税(償却資産)の課税 ・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税の納税相談 ・上記税目に係る市税の滞納に関する事	東区	645-1022	632-4970		
	博多区	419-1027		476-5188	博多区	419-1023	476-5188	
	中央区	718-1038		714-4231	中央区	718-1028	714-4231	
	南区	559-5041		511-3652	南区	559-5169	511-3652	
	城南区	833-4032		841-2145	城南区	833-4026	841-2145	
	早良区	833-4320		841-2185	早良区	833-4317	841-2185	
西区	895-7017	883-8565	西区	895-7014	883-8565			

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号
	納税管理課	・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付、市税に関する証明の発行・交付 ・給与から特別徴収される個人市県民税や法人市民税等の納税相談	711-4490 711-4215
福岡市税証明郵送請求センター		711-4491	
法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の課税 ・法人市民税の課税	711-4211 711-4194	733-5556
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税 ・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税	711-4438 711-4195	733-5902
納税企画課	・市税の収納・税務証明・滞納整理等にかかる企画、クレジット納付全般	711-4206	
課税企画課	・市税の課税にかかる企画	711-4207	733-5598
税制課	・市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202	

市税に関するさまざまな情報は福岡市ホームページからもご覧いただけます。

福岡市 市税 検索

最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになった感想やご意見をお寄せください。

発行・編集 福岡市財政局税制課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:711-4202 FAX:733-5598
E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp